都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）						（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）									（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
43	43	39	23	14	17	16	24	35	2	7	13	13	0	2	39	0	2	2	15	6	21	0	0	0	0	7	7	19	0	30	32	4	7	7
兵庫県	神戸市	○			○		○	○			○	保護者との連絡ツール「すぐーる」で案内を発信			○					○								○		○	○	○		
兵庫県	姫路市	○	○		○		○	○							○				○											○	○			
兵庫県	尼崎市	○			○	○	○	○							○				○											○	○			
兵庫県	明石市	○	○				○	○							○						○							○		○	○			
兵庫県	西宮市	○	○	○	○		○	○							○				○											○	○	○		
兵庫県	洲本市	○						○							○				○														○	各学校家庭訪問時にヒアリングの上制度を案内
兵庫県	芦屋市	○	○		○		○	○		○					○					○								○		○	○			
兵庫県	伊丹市	○	○		○	○	○	○	○					○					○									○		○	○			
兵庫県	相生市	○			○	○					○	自治体の広報紙に就学支援制度パンフレットを折り込み、全世帯へ制度を周知している。			○						○										○			
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○									○						○									○	○			
兵庫県	加古川市	○	○	○				○		○	○	加古川市公式SNSを使用して制度を周知。			○						○					○	申請を希望する者が、かこがわオンライン申請システムを使って教育委員会に提出。	○		○			○	・市内学校に通う全児童生徒に、学校を通じて配布しているチラシを色紙に印刷することで、保護者の目につきやすくしている。 ・加古川市公式SNSを使用して制度を周知。
兵庫県	赤穂市				○			○							○						○							○		○	○			
兵庫県	西脇市	○	○				○	○							○						○									○	○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
43	43	39	23	14	17	16	24	35	2	7	13	13	0	2	39	0	2	2	15	6	21	0	0	0	0	7	7	19	0	30	32	4	7	7
兵庫県	宝塚市	○		○	○	○	○	○									○	事前申請、新規申請、定期申請など申請ごとに受付期間を設けるとともに、随時申請も受け付けています。								○	基本的には希望者が学校に提出し、入学前に就学援助を申請する場合は教育委員会で受付を行います。	○		○			○	市が管理している学校給費の滞納整理で、臨戸訪問をした際に、就学援助の制度の説明を行っています。
兵庫県	三木市	○	○					○							○						○							○			○			
兵庫県	高砂市	○	○					○							○					○										○	○			
兵庫県	川西市	○	○	○			○	○			○	市立の小学校及び中学校以外の学校に就学している児童生徒については、教育委員会より該当する世帯へ案内を送付している。 市立学校に通う保護者には、「ミマモルメ」のサービスで就学援助の案内を配信（市ＨＰのＵＲＬや申請フォームのＵＲＬを送付）			○							○						○	オンライン申請の場合は教育委員会、紙申請の場合は、原則学校へ提出。ただし、紙申請でも事情のある場合は教育委員会に提出可。			○				
兵庫県	小野市	○	○	○			○	○		○					○						○							○			○			
兵庫県	三田市	○		○	○		○	○							○						○					○	電子申請フォームを使って提出（就学援助専用のシステムではない）	○		○	○			
兵庫県	加西市	○	○					○							○						○							○		○				
兵庫県	丹波篠山市	○		○	○			○							○				○											○		○		
兵庫県	養父市	○				○									○				○									○			○		○	教育委員会ホームページに制度を掲載し、申請書等様式のダウンロードを可能としている。
兵庫県	丹波市	○				○	○				○	例年は進級時に制度周知を行っていたが、認定期間を変更したため、在校生には６月、新入生には入学時に制度案内を配布。			○				○									○		○	○			
兵庫県	南あわじ市	○	○	○			○	○		○					○						○									○	○			
兵庫県	朝来市	○	○	○				○			○	就学時健康診断の際に教育委員会が健診会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。			○					○						○	就学援助オンライン申請フォームを使用して提出。	○			○			
兵庫県	淡路市	○					○	○							○				○											○	○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	39	23	14	17	16	24	35	2	7	13	13	0	2	39	0	2	2	15	6	21	0	0	0	0	7	7	19	0	30	32	4	7	7
兵庫県	宍粟市	○	○			○		○			○	母子父子自立支援員による離婚前相談等における制度の案内を実施。			○						○					○	保護者は、学校に申請書を提出した後、必要に応じて該当地区の民生委員児童委員に意見書の記入を依頼する。			○	○			
兵庫県	加東市	○					○	○		○					○					○						○	原則、オンライン申請により申請を受け付けている。	○		○	○	○	○	学校の連絡用メールを使用して、案内チラシをデータ配信した。
兵庫県	たつの市	○		○	○	○	○								○						○							○		○	○			
兵庫県	猪名川町	○	○					○			○	５・６月頃に学校で就学援助制度の書類を配布		○					○											○	○			
兵庫県	多可町	○	○		○	○	○	○		○	○	ケーブルテレビでの案内、福祉支援担当課から案内（児童扶養手当申請面談時）			○						○									○				
兵庫県	稲美町	○			○			○							○						○							○		○	○			
兵庫県	播磨町	○	○				○	○			○	就学援助受付開始前に学校を通じて全保護者に案内文書を配布					○	６月末までに申請したものに限り４月まで遡及して認定し、７月以降に申請した場合は申請日から認定している。		○											○					
兵庫県	市川町						○	○							○						○										○		○	入学時及び進級時に学校で全ての保護者に就学援助制度の書類を配布している。
兵庫県	福崎町				○		○	○							○						○							○						
兵庫県	神河町	○		○		○	○	○							○				○												○			
兵庫県	太子町	○	○		○	○			○		○	毎年、民生委員・児童委員協議会定例会にて制度を周知。			○				○									○		○	○			
兵庫県	上郡町	○	○			○		○			○	・児童扶養手当支給認定時及び児童扶養手当現況届の提出依頼時に就学援助制度の書類を同封 ・毎年１月頃に、学校を通して、次年度申請について周知 ・転入時や保護者の変更等の届出の際に制度を案内			○				○											○					
兵庫県	佐用町	○				○		○							○				○												○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	39	23	14	17	16	24	35	2	7	13	13	0	2	39	0	2	2	15	6	21	0	0	0	0	7	7	19	0	30	32	4	7	7
兵庫県	香美町	○				○	○								○						○										○			
兵庫県	新温泉町	○	○	○		○		○							○						○										○			
兵庫県	[illegible]	○	○	○			○	○		○					○						○									○	○			
兵庫県	[illegible]										○	本組合が所管する小中学校は、学校数、児童生徒数とも少なく、家庭訪問、個別懇談をはじめ常日頃から児童生徒の状況、家庭の状況の把握ができていること、保護者も学校へ相談しやすいため、個別に対応している。			○				○															○	現状、対象者がいないため、個別対応を行う予定である。

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	41	1	0	0	1	0	0	41	1	0	0	0	0	0	0	0	5	11	25	0	27	20	9	16	9	8	0	1	8	7	7	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	神戸市	○							○											○		○			○															
兵庫県	姫路市	○							○											○		○			○															
兵庫県	尼崎市	○							○											○		○	○		○						○	未就学児の保護者の来庁が見込まれる課の窓口に案内文を設置している。								
兵庫県	明石市	○							○											○		○	○							○	○	入学時健康診断の案内に同封								
兵庫県	西宮市	○							○											○		○	○		○															
兵庫県	洲本市		○							○																														
兵庫県	芦屋市	○							○											○		○	○		○															
兵庫県	伊丹市	○							○										○			○	○	○	○	○			○											
兵庫県	相生市	○							○									○							○	○														
兵庫県	豊岡市	○							○										○			○	○		○	○														
兵庫県	加古川市	○							○											○		○	○							○										
兵庫県	赤穂市	○							○											○			○		○															
兵庫県	西脇市	○							○										○			○	○							○										

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給をおらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の学前説明会の際に案内で配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	41	1	0	0	1	0	0	41	1	0	0	0	0	0	0	0	5	11	25	0	27	20	9	16	9	8	0	1	8	7	7	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	宝塚市	○							○										○			○			○	○													
兵庫県	三木市	○							○											○				○															
兵庫県	高砂市	○							○										○			○	○								○	就学時健康診断の案内送付時に、お知らせ及び申請書を同封し郵送している。								
兵庫県	川西市	○							○										○			○	○	○						○									
兵庫県	小野市	○							○									○				○	○	○						○									
兵庫県	三田市	○							○											○		○	○		○														
兵庫県	加西市	○							○										○			○	○				○												
兵庫県	丹波篠山市	○							○									○							○														
兵庫県	養父市	○							○											○		○				○													
兵庫県	丹波市	○							○											○		○									○	就学時健康診断の案内の書類とともに配布								
兵庫県	南あわじ市	○							○											○				○															
兵庫県	朝来市	○							○											○				○							○	就学時健康診断の際に教育委員会が健診会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。								
兵庫県	淡路市	○							○											○		○					○			○									

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	41	1	0	0	1	0	0	41	1	0	0	0	0	0	0	0	5	11	25	0	27	20	9	16	9	8	0	1	8	7	7	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	宍粟市	○							○											○		○	○			○	○				○	母子父子自立支援員による離婚前相談等における制度の案内を実施。							
兵庫県	加東市	○							○										○			○	○				○												
兵庫県	たつの市	○							○										○			○		○															
兵庫県	猪名川町	○							○									○				○									○	就学前検診の書類とともに案内を配布							
兵庫県	多可町	○							○											○		○	○		○	○													
兵庫県	稲美町	○							○										○			○			○														
兵庫県	播磨町	○							○											○		○	○			○													
兵庫県	市川町	○							○										○								○			○									
兵庫県	福崎町	○							○											○					○														
兵庫県	神河町	○							○											○				○															
兵庫県	太子町	○							○											○		○	○		○														
兵庫県	上郡町	○							○									○									○			○									
兵庫県	佐用町	○							○											○						○													

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																								
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）												＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	41	1	0	0	1	0	0	41	1	0	0	0	0	0	0	0	5	11	25	0	27	20	9	16	9	8	0	1	8	7	7	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫県	香美町	○							○											○							○													
兵庫県	新温泉町	○							○											○			○				○													
兵庫県	[illegible]	○							○											○				○																
兵庫県	[illegible]					○																																		

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	42	0	0	0	1	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10	26	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	神戸市	○							○											○							
兵庫県	姫路市	○							○											○							
兵庫県	尼崎市	○							○											○							
兵庫県	明石市	○							○											○							
兵庫県	西宮市	○							○											○							
兵庫県	洲本市	○							○									○									
兵庫県	芦屋市	○							○											○							
兵庫県	伊丹市	○							○										○								
兵庫県	相生市	○							○									○									
兵庫県	豊岡市	○							○											○							
兵庫県	加古川市	○							○											○							
兵庫県	赤穂市	○							○											○							
兵庫県	西脇市	○							○										○								

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	42	0	0	0	1	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10	26	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	宝塚市	○							○										○								
兵庫県	三木市	○							○											○							
兵庫県	高砂市	○							○										○								
兵庫県	川西市	○							○										○								
兵庫県	小野市	○							○									○									
兵庫県	三田市	○							○											○							
兵庫県	加西市	○							○										○								
兵庫県	丹波篠山市	○							○									○									
兵庫県	養父市	○							○											○							
兵庫県	丹波市	○							○											○							
兵庫県	南あわじ市	○							○											○							
兵庫県	朝来市	○							○											○							
兵庫県	淡路市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	42	0	0	0	1	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10	26	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	宍粟市	○							○											○							
兵庫県	加東市	○							○										○								
兵庫県	たつの市	○							○											○							
兵庫県	猪名川町	○							○									○									
兵庫県	多可町	○							○											○							
兵庫県	稲美町	○							○										○								
兵庫県	播磨町	○							○											○							
兵庫県	市川町	○							○										○								
兵庫県	福崎町	○							○										○								
兵庫県	神河町	○							○											○							
兵庫県	太子町	○							○											○							
兵庫県	上郡町	○							○									○									
兵庫県	佐用町	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	42	0	0	0	1	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10	26	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	香美町	○							○											○							
兵庫県	新温泉町	○							○											○							
兵庫県	[illegible]	○							○											○							
兵庫県	[illegible]					○																					

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
43	43	21	20	18	17	16	30	7	2	13	14	3	3	5	12	7	27	5	0	8	5	38	0	5	3	43
兵庫県	神戸市						○										○					1				0
兵庫県	姫路市	○															○					1				0
兵庫県	尼崎市						○										○	○				1			特別支援教育就学奨励費の需要額測定の際は2.5倍の係数を掛けている。	0
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○			○	○	1		失業等による収入の激減及び傷病による多額の医療費の支出等、経済的な理由により就学が困難な場合		0
兵庫県	西宮市		○	○	○	○	○										○			○		1				0
兵庫県	洲本市																○					1				0
兵庫県	芦屋市						○										○					1				0
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○		○	○							○	○						1				0
兵庫県	相生市											○	○	○						○						0
兵庫県	豊岡市															○						1				0
兵庫県	加古川市																○					1				0
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	1		その他家庭状況、生活状況等により、学校長が必要と認めた場合		0
兵庫県	西脇市	○					○									○				○		1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
43	43	21	20	18	17	16	30	7	2	13	14	3	3	5	12	7	27	5	0	8	5	38	0	5	3	43
兵庫県	宝塚市		○				○														○			生計を同一にする家族（同一の住居に居住する者はすべて家族とみなす）の所得を合算し、「準要保護児童生徒の認定に係る所得基準額表」の「家族人数」別の「総所得金額」以下の所得の方に対し、就学援助費を支給します。		0
兵庫県	三木市	○	○				○										○					1				0
兵庫県	高砂市	○					○										○					1				0
兵庫県	川西市															○						1				0
兵庫県	小野市						○											○				2			基準に応じて１．１～１．５倍の倍率を設定	0
兵庫県	三田市																○					1				0
兵庫県	加西市						○										○					1				0
兵庫県	丹波篠山市	○					○										○					1				0
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1				0
兵庫県	丹波市						○							○			○			○		2				0
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			児童扶養手当受給基準の所得制限限度額に準ずる。		0
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○				1				0
兵庫県	淡路市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に係る定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
43	43	21	20	18	17	16	30	7	2	13	14	3	3	5	12	7	27	5	0	8	5	38	0	5	3	43
兵庫県	宍粟市	○	○	○			○										○					2				0
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○		1				0
兵庫県	たつの市																○			○		2				0
兵庫県	猪名川町						○											○				1				0
兵庫県	多可町		○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1				0
兵庫県	稲美町																○					1				0
兵庫県	播磨町	○															○			○		1				0
兵庫県	市川町															○						1				0
兵庫県	福崎町															○						1				0
兵庫県	神河町		○	○	○	○	○											○				1				0
兵庫県	太子町																○					1				0
兵庫県	上郡町	○	○	○	○	○	○			○	○															0
兵庫県	佐用町	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○		○					1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付金	ソ．生活保護の基準額の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
																						倍	倍			
43	43	21	20	18	17	16	30	7	2	13	14	3	3	5	12	7	27	5	0	8	5	38	0	5	3	43
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○					1				0
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1				0
兵庫県	[illegible]	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			児童扶養手当受給基準の所得制限限度額に準ずる。		0
兵庫県	[illegible]	○	○	○	○	○	○			○	○						○					2			たつの市、上郡町の各居住地により、支援内容や基準を適応しようと考えている。（現状、対象者なし。） (3)：イエオ　上郡町　　タ　たつの市	0

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	0	0	4	4	4	39	39	2	8	43	0	0	4	4	4	39	39	0	0
兵庫県	宍粟市	○						○	11,630			○						○	57,060		
兵庫県	加東市	○						○	11,630		春学用品費とまとめて支給	○						○	68,690		
兵庫県	たつの市	○						○	11,630			○						○	57,060		
兵庫県	猪名川町	○			○	11,630	11,075					○			○	57,060	52,420				
兵庫県	多可町	○			○	11,630	11,630					○			○	57,060	57,060				
兵庫県	稲美町	○						○	11,630			○						○	57,060		
兵庫県	播磨町	○						○	13,900		1年：11,610円、2～6年：13,900円 6-3特の認定者数（小学校） 1年　3人中　2年～6年　22人中 1年～6年　67.2%	○						○	57,060		
兵庫県	市川町	○						○	13,390	○	2～6年	○						○	47,060		
兵庫県	福崎町	○						○	15,500			○						○	57,060		
兵庫県	神河町	○						○	10,800			○						○	57,060		
兵庫県	太子町	○						○	11,630			○						○	57,060		
兵庫県	上郡町	○						○	11,630			○						○	57,060		
兵庫県	佐用町	○						○	11,630			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	12	11	11	1	1	1	0	0	0	2	43	21	21	22	22	22	0	0	0	1
兵庫県	宍粟市											○			○	22,690	22,374				
兵庫県	加東市											○			○	22,690	22,690				
兵庫県	たつの市											○	○	28,821							
兵庫県	猪名川町											○	○	26,836							
兵庫県	多可町											○	○	29,340							
兵庫県	稲美町											○	○	32,136							
兵庫県	播磨町											○	○	28,160							
兵庫県	市川町											○			○	25,000	25,000				
兵庫県	福崎町											○			○	25,000	22,492				
兵庫県	神河町											○	○	25,210							
兵庫県	太子町											○	○	28,121							
兵庫県	上郡町											○	○	29,810							
兵庫県	佐用町											○			○	22,690	22,690				

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
43	43	32	3	3	26	26	26	3	3	0	1	25	2	2	13	13	13	9	9	1	3	10
兵庫県	宍粟市	○			○	11,000	2,304					○			○	15,000	13,522					
兵庫県	加東市	○			○	11,000	9,658					○						○	15,000			
兵庫県	たつの市	○			○	11,000	10,588					○			○	6,000	0				該当者無	
兵庫県	猪名川町	○			○	11,000	10,774					○						○	15,000			卒業費については支給対象としている反面、本町では子どもの健康安全衛生を行っており、卒業式の実施実施が中止のため、支給義務がない。
兵庫県	多可町	○			○	11,000	11,000					○			○	15,000	14,000					
兵庫県	稲美町	○			○	11,000	11,000															
兵庫県	播磨町	○	○	7,428																		
兵庫県	市川町																					オンライン学習通信費は、自治体自前で通信契約とルーター設定などしてくれるクラシック臨床ルーター等を貸与している。
兵庫県	福崎町	○			○	11,000	8,311															
兵庫県	神河町	○			○	11,000	11,000					○						○	15,000			
兵庫県	太子町	○						○	11,000													
兵庫県	上郡町	○			○	11,000	11,000					○			○	15,000	13,432				１世帯に１単価支給	
兵庫県	佐用町											○						○	15,000			

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	（１）費目毎の援助額										（２）補足事項
		学用品費										
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
43	43	43	0	0	4	4	4	39	39	2	8	10
兵庫県	香美町	○						○	11,630			
兵庫県	新温泉町	○						○	11,630			
兵庫県	[illegible]	○						○	11,630			
兵庫県	[illegible]	○			○	11,630	0					

都道府県	市区町村名	新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	0	0	4	4	4	39	39	0	0
兵庫県	香美町	○						○	57,060		
兵庫県	新温泉町	○						○	57,060		
兵庫県	[illegible]	○						○	57,060		
兵庫県	[illegible]	○			○	54,060	0				

都道府県	市区町村名	通学費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	12	11	11	1	1	1	0	0	0	2
兵庫県	香美町	○	○	20,510							
兵庫県	新温泉町	○	○	0							
兵庫県	[illegible]										
兵庫県	[illegible]										

都道府県	市区町村名	修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	21	21	22	22	22	0	0	0	1
兵庫県	香美町	○	○	32,778							
兵庫県	新温泉町	○			○	22,690	22,690				
兵庫県	[illegible]	○			○	22,690	22,690				
兵庫県	[illegible]	○	○	0							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	32	3	3	26	26	26	3	3	0	1
兵庫県	香美町	○			○	11,000	0				規程なし
兵庫県	新温泉町	○			○	11,000	1,815				
兵庫県	[illegible]										
兵庫県	[illegible]	○			○	11,000	0				

都道府県	市区町村名	オンライン学習通信費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	25	2	2	13	13	13	9	9	1	3
兵庫県	香美町	○			○	14,000	14,000				
兵庫県	新温泉町	○			○	14,400	2,905				
兵庫県	[illegible]										
兵庫県	[illegible]	○	○	0							

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	6
兵庫県	神戸市	
兵庫県	姫路市	
兵庫県	尼崎市	
兵庫県	明石市	
兵庫県	西宮市	特になし。
兵庫県	洲本市	
兵庫県	芦屋市	
兵庫県	伊丹市	
兵庫県	相生市	
兵庫県	豊岡市	
兵庫県	加古川市	事業実施の認定基準額の改定を検討している。
兵庫県	赤穂市	
兵庫県	西脇市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	6
兵庫県	宝塚市	
兵庫県	三木市	
兵庫県	高砂市	
兵庫県	川西市	
兵庫県	小野市	
兵庫県	三田市	
兵庫県	加西市	
兵庫県	丹波篠山市	
兵庫県	養父市	就学援助の申請には、様々な監護環境の問題があり、就学援助による金銭的な問題だけでなく、自立に向けた他の支援や他部署との連携が必要となっている。これまでも子育て支援や要対協等の担当部署と連携し情報共有をやってきたが、今年度立ち上る予定の福祉関連部署と連携し、重層的な関係機関連携事業による支援を進めることとしている。 また、就学援助費の支給額は増加傾向にあり、市単費の支出が増加している状況である。交付税措置は行われているものの、本市の厳しい財政状況を考慮すると、制度の充実だけでなく、前述のような自立に向けた支援など、就学援助のあり方を検討する必要があると考える。また、各自治体で就学援助を実施することの所用についても課題として感じている。
兵庫県	丹波市	・令和５年１月の生活保護基準の見直しに伴い、所得基準額の見直しを行った（保護については変っていない）。 給食費は半額補助としていたが、令和７年度は、小学校については全額補助、中学校については全世帯を対象に無償化している。
兵庫県	南あわじ市	
兵庫県	朝来市	
兵庫県	淡路市	就学義務違反の状況と就学援助の金額の関係 就学援助金額の不足が問題となる場合 保護者が教育委員会の指導に従わず、就園に就学義務を果たしていない場合は、支給を行わない選択肢も検討する必要があるかもしれない。

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	6
兵庫県	宍粟市	
兵庫県	加東市	
兵庫県	たつの市	
兵庫県	猪名川町	
兵庫県	多可町	
兵庫県	稲美町	
兵庫県	播磨町	
兵庫県	市川町	特になし。
兵庫県	福崎町	
兵庫県	神河町	
兵庫県	太子町	
兵庫県	上郡町	
兵庫県	佐用町	

	6．その他
都道府県 市区町村名	
	財政健全化債の運用や、経営状況悪化している公営企業に対する助言・対応について、これまでの回答への重点や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43
	6
兵庫県	香美町
兵庫県	新温泉町
兵庫県	……
兵庫県	……